

## 宇部市 6 次産業化・農商工連携による商品開発等支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、6 次産業化・農商工連携による地元農林水産物の消費拡大を促進するため、本市の農林水産物を活用した魅力ある商品の開発等に要する経費に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表に掲げる事業とする。

### (補助対象者要件)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、別表に掲げる事業実施主体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税の滞納がない者
- (2) 宇部市暴力団排除条例（平成 23 年宇部市条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 条に規定する暴力団員並びに暴力団員密接関係者でない者

### (経費の補助)

第 4 条 市長は、補助事業について、事業実施主体から補助金交付申請があった場合、予算の範囲内において補助するものとする。

- 2 補助の対象となる経費、補助率等は、別表のとおりとする。
- 3 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書（様式第 1 号）を作成し、市長が別に定める日までに提出するものとする。

- 2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

### (交付決定及び通知)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、

適正と認められるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知に際し、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助事業の内容変更等）

第7条 事業実施主体は、補助事業の内容について、補助対象経費の総額の20パーセントを超える増減を伴う変更をしようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、その旨を変更承認決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 3 市長は、前項の通知に際し、必要に応じ条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 事業実施主体は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

（実績報告）

第9条 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又はその年度の2月末日のいずれか、早い日までに実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金交付額確定通知書（様式第7号）に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、商品開発等支援補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

- 第12条 市長は、事業実施主体が補助金の交付を受けた後において、著しく当該事業の趣旨を逸脱していることが判明した場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 2 事業実施主体は、補助事業終了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第9号)により、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 市長は、当該返還すべき金額を指定した期日までに事業実施主体が納付しなかったときは、宇部市財務規則(昭和44年規則第4号)の定めに従い、督促状を発するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により督促を受けた事業実施主体が、督促で指定した期限(以下「指定期限」という。)までに納付しなかったときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇部市延滞金の徴収に関する条例(昭和39年条例第57号)に定める利率により計算した額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(関係書類の整備)

- 第13条 事業実施主体は、補助事業の遂行の状況及び当該補助事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、補助事業の完了した日の属する市の会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しておくなければならない。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条・第3条関係）

区分	補助対象経費	事業実施主体	補助率・ 上限額	要件
I 新商品開発支援事業	1 新商品開発費 (1) 試作品作成 (2) パッケージデザイン開発 (3) 試作に必要な機器のレンタル (4) 成分分析 2 市場評価経費 (1) 試験販売 (2) アンケート調査 3 商談会等出展経費 (1) 商談会等出展料 (2) 旅費 4 販促資材費 (1) パンフレット作成 (2) 商品PR資材の作成 5 その他市長が特に必要と認めるもの ※3及び4の経費については、1又は2の経費に係る事業を実施した者が行うものに限る。	1 市内農林漁業者 (1) 農林漁業者の組織する団体・法人 (2) 農林漁業者の組織する任意団体 ※規約及び代表者の定めがあること 2 市内に本社又は主たる事務所を有する中小企業者 ※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者 3 市内農林水産物を活用した加工品の製造、販売を行う市内の任意団体 ※規約及び代表者の定めがあること	事業費の1/3 上限額 60万円	山口県やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業に採択された事業であること。
II 商品開発等支援事業 (既存商品の改良を含む)	上記1～5に加え、アドバイザー報酬、広告宣伝費、既存商品の改良に係る経費を含むものとする。 ※県事業に採択された事業であることを要件としない。 ※新商品開発または既存商品の改良のどちらでも可。		事業費の1/2 上限額 30万円	商品開発等にあたり、専門機関等に相談した上で事業計画を作成すること。